

令和5年度第1回
東京都私立学校審議会
会議録（第825回）

令和5年4月17日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 1 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日の出席委員は、委員 20 名のうち、19 名でございます。

開会定足数は 11 名でございますので、当審議会運営細則第 6 条により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

初めに、本年度最初の審議会ということで、横山生活文化スポーツ局長に御出席をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、横山局長から、御挨拶をお願いいたします。

○横山生活文化スポーツ局長 ただいま御紹介をいただきました、生活文化スポーツ局長の横山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

近藤会長をはじめ、委員の皆様には、日頃より、大変お忙しい中、毎回本審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、都の私学行政に関しまして、御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

本審議会は、私立学校に関する重要な認可事項などについて御審議をいただくものでございまして、私学の発展に欠かすことのできないものでございます。昨年度も精力的かつ御丁寧に御議論をいただきまして、59 件の答申をいただいたところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き貴重な御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東京都といたしましては、それぞれの学校の建学の精神に基づき、特色ある多様な教育を展開している私立学校の皆様の御尽力及び児童・生徒等の学ぶ意欲に応えるべく、引き続き私立学校の振興に努めてまいります。

今年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

横山局長は、次の予定がございますので、ここで退席されます。

○横山生活文化スポーツ局長 申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

(横山生活文化スポーツ局長退室)

○近藤会長 次に、この 4 月 1 日付で、当審議会の事務局職員に異動がありましたので、事務局から、紹介をお願いいたします。

○福本私学行政課長 4 月 1 日付で、異動、転入してまいりました幹部職員を紹介させていただきます。

私学振興課長の上坂でございます。

○上坂私学振興課長 私学振興課長を 4 月から務めさせていただきます、上坂です。

昨年度 3 月までは私学行政課長としてお世話になっておりましたが、引き続き御指導の

ほどよろしく願いいたします。

○福本私学行政課長 企画担当課長の横田でございます。

○横田企画担当課長 4月より企画担当課長に着任いたしました、横田でございます。

まだ不慣れなところが多々ございますけれども、皆様の御指導をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○福本私学行政課長 そして、私、私学行政課長の福本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます4件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和5年4月17日付、東京都知事名。

記、1、新宿情報ビジネス専門学校の廃止認可について（中野区）、ほか3件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、4件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第1号、議案第3号及び議案第4号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第2号につきましては、第二部会におきまして、審査の結果、継続審議となっておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第1号は、新宿情報ビジネス専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第1号、新宿情報ビジネス専門学校の廃止認可について、御説明いたします。

新宿情報ビジネス専門学校は、平成4年5月30日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、入学者数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は佐古田正道氏で、校長も同じく佐古田正道氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 4 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、令和 4 年度末をもって退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、中野区において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定数などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 2 号は、おおよ幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

こちらにつきましては、引き続き第二部会において審査をお願いいたします。

議案第 3 号は、東光幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第 3 号、東光幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東光学園、園長は増山幸子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の 7 学級 130 名を 4 学級 70 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8～10 にありますとおり、いずれも設置

基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、江戸川こざくら幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第4号、江戸川こざくら幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児減少及び園舎老朽化により、運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は望月和男氏、園長も同じく望月和男氏でございます。

園児の処置でございますが、令和4年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和4年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ、要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、5月15日、月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

本年度もよろしく申し上げます。ありがとうございます。

午後3時10分閉会